

売却区分番号	東京局3292-1		
見積価額	¥5,200,000	公売保証金	¥520,000
財産の表示	1 ゴルフ会員権(預託) 茨城ゴルフ倶楽部に係る個人正会員権(ゴルフ場及び付属施設の優先的利用権並びに株式会社N i k k a nに預託した会員資格預託金の返還請求権) 数量 1		
登録番号	第232号	会員権の種類	個人正会員(外国籍)
登録年月日	平成10年10月13日	預託金の額	400,000円
経営会社	株式会社N i k k a n		
交通機関	つくばエクスプレス みらい平駅 北東方約2km		
譲渡承認	茨城ゴルフ倶楽部の理事会の承認が必要です。		
名義書換手数料	1,100,000円(消費税及び地方消費税を含む。令和6年1月10日現在)		
年会費	79,200円	左記の調査時期	令和6年1月10日現在
未納年会費	79,200円	左記の調査時期	令和6年1月10日現在
特記事項	<p>1 この財産に係る茨城ゴルフ倶楽部への入会資格がある方は、同倶楽部の「会則」及び「細則」により、個人の男性となります。</p> <p>2 名義書換手続は、名義書換書類一式を茨城ゴルフ倶楽部に提出後、同倶楽部側で書類確認後にゴルフ場での面談を含む入会審査が実施されます。</p> <p>3 茨城ゴルフ倶楽部の審査面談で譲渡承認が得られない場合は、売却決定を取り消します。ただし、名義変更などの請求手続を正当な理由なく1年以上行わなかった場合などにおいては、この限りではありません。</p> <p>4 権利移転に伴う名義書換手続は、買受人において行うことになり、名義書換手数料は、買受人が負担することになります。</p> <p>5 未納年会費は、買受人が負担することになり、未納年会費を支払わなければ名義書換手続を行うことができません。</p> <p>6 名義書換の際、茨城ゴルフ倶楽部の在籍5年以上の会員2名の推薦が必要です。</p> <p>7 茨城ゴルフ倶楽部の「会則」は、「公売公告・別紙3」のとおり。</p> <p>8 茨城ゴルフ倶楽部会員課の連絡先 茨城県つくばみらい市小島新田102番地 電話番号0297-57-8311</p>		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
留意事項	この財産は、「インターネット公売による期間競り売りの方法」により公売されます。その他の公売条件等は、公売公告別紙を参照してください。 売却区分番号内に複数の財産(財産が一つで所有者を異にする場合を含む。)があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		